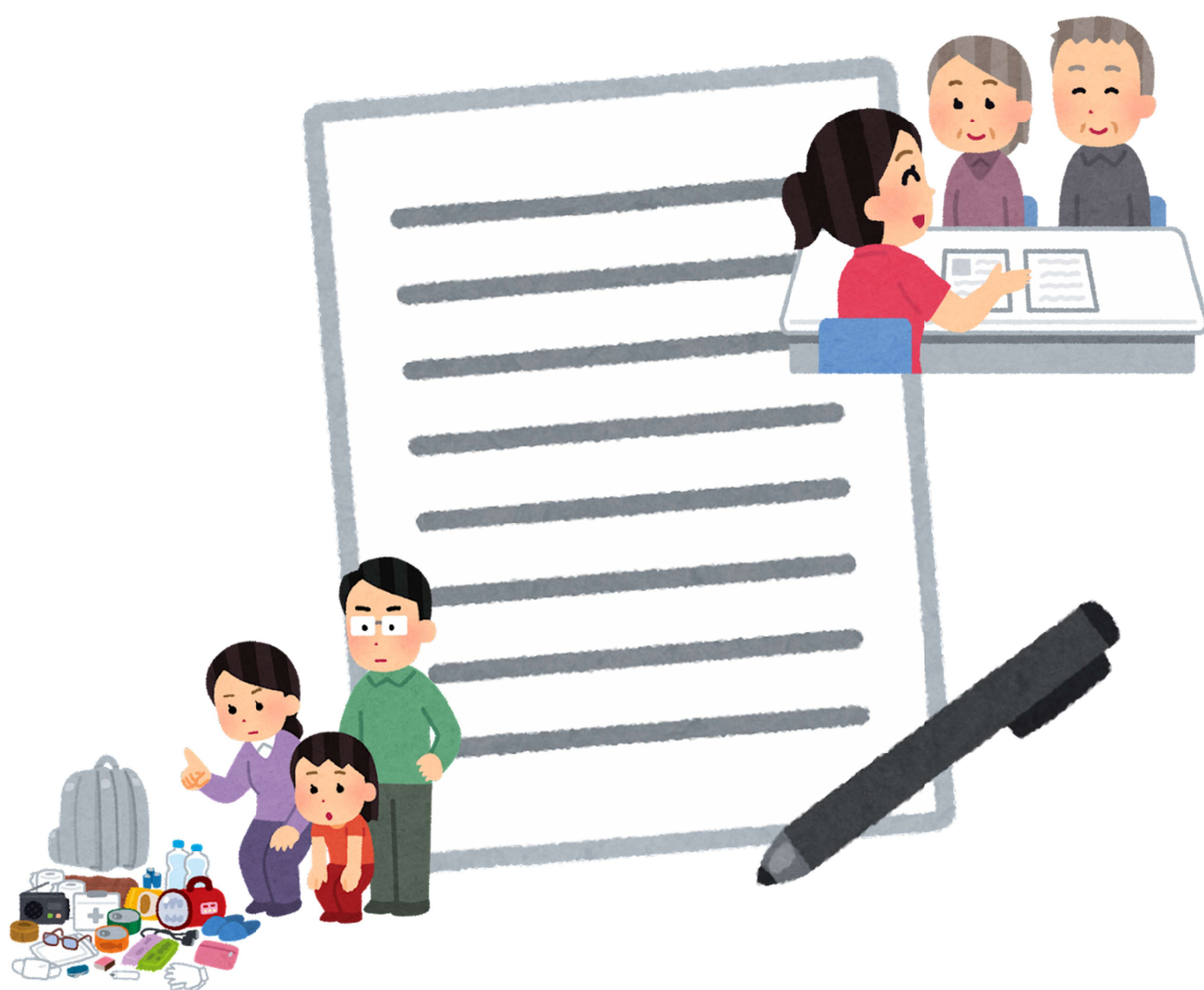


個別避難計画作成の手引



令和5年6月

江 別 市

◆個別避難計画について

- ・「個別避難計画」とは、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な「避難行動要支援者（※以下、要支援者）」毎にあらかじめ避難支援方法等を決めておく、個人の避難計画です。
- ・作成した計画は、要支援者本人に同意をいただいた上で、「避難支援等関係者」などへ提供し、情報を共有します。

個別避難計画	※令和3年5月「災害対策基本法」の改正により、市町村での作成が努力義務化
(要支援者を)「 誰が、どこに、どのように 」避難させるかを事前に決めておくもの	

<平時における情報共有先>

- ・要支援者本人
- ・江別市
- ・避難支援等関係者：民生委員・児童委員、協力自治会、社会福祉協議会など
- ・避難支援等実施者：災害発生時に避難支援を実施する者

◆水害時（洪水・土砂災害）の避難について

- ・市は、水害の危険が高まっている場合、下表のとおり「高齢者等避難」や「避難指示」等の避難情報を発令します。**要支援者が避難を開始するタイミングは「高齢者等避難（警戒レベル3）」です。**

危険度	警戒レベル	避難情報	避難行動等
 高 ↑ ↓ 低	5	緊急安全確保	既に災害発生または切迫している状況です。命が危険なので、直ちに身の安全を確保しましょう。
	・・・・・・・・・・警戒レベル4までに必ず避難！！・・・・・・・・・・		
	4	避難指示	災害が発生する危険が高まっています。速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう
	3	高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難しましょう。 洪水等発生約3～4時間前
	2	大雨・洪水注意報等	避難に備え、防災あんしんマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。
	1	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。

◆地震時の避難について

- ・地震が発生した後、自宅が倒壊しそうな場合や水道、電気、ガス等のライフラインが長期間使用できない場合に避難しましょう。**自宅が安全な場合は避難する必要はありません。**

表面（例）

※表面への記入は必要ありません。

◆『要支援者（災害時に支援が必要なご本人）情報』の欄

表面は、要支援者本人に関する情報であり、「避難行動要支援者避難支援制度」の登録申込書の内容を記載済みです。変更・修正が必要な場合は「登録内容変更届出書」を提出してください。

個別避難計画

登録番号	登録年月日	抹消年月日	抹消理由	作成年月日
12345	H30. 3. 11			R5. 3. 31
ふりがな 氏 名	えべつ たろう 江別 太郎		生年月日	S●年●月●日 (● 歳)
			性 別	男
住 所	〒 067-0000 江別市●●町●番地の●			
連絡先	自宅電話	011-●●●-●●●●		
	FAX	なし		
	携帯電話	●●●-●●●-●●●●		
	メールアドレス	●●●●@●●.●●		
自治会	●●自治会	担当民生委員	減災 A子	
世帯状況	独居、札幌在住の娘が2週間に1回様子を見に来る。			
身体状況	歩行困難（車いす使用）、聴覚障がい			
介護・障がい等級など	要介護4、身体障害者手帳2級（聴覚、体幹）			
福祉サービス	事業所名 (介護保険サービス)	連絡先 ※左記事業所の電話番号		
	●●居宅介護支援事業所	●●●-●●●-●●●●		
登録理由				
ハザード状況	洪水	☒ 深さ: 3m~5m	緊急通報システム	未設置
	土砂災害	☒ イエローゾーン		
特記事項	・右耳に聞こえづらいため、話しかけるときは注意する。 ・避難所へ行く際は、眼鏡と常備薬を持っていく。 ・車いすの乗り入れ可能な車を長女が所有しているので、避難情報があれば、家族で移動可能。			

緊急連絡先（緊急時に連絡が取れる親族や近所の方など）

氏 名	江別 花子	連絡先	携帯電話	●●●-●●●-●●●●
本人との関係	子（長女）		自宅電話	011-●●●-●●●●
住 所	〒 000-0000 札幌市●●区●●町●番地の●		メールアドレス	●●●●@●●.●●
氏 名	江別 小太郎	連絡先	携帯電話	●●●-●●●-●●●●
本人との関係	子（長男）		自宅電話	03-●●●●-●●●●
住 所	〒 000-0000 東京都●●区●●町●番地の●		メールアドレス	●●●●@●●.●●

裏面上部の記入要領

※「誰が」避難させるかに関する部分です。

◆『避難支援等実施者』の欄

避難支援等実施者とは、災害時に避難のお手伝いをしてくれる人のことです。

この様式では、3人まで記載することができます。

⇒  ポイント1へ

※避難支援等実施者の安全確保が前提であり、必ず支援が受けられると保証するものではありません。

避難支援等実施者① ア ☒ 避難支援等関係者に情報提供することに同意します。			
氏名 (団体可)	災害 減太	連絡先	携帯電話 ●●●-●●●-●●●●
本人との関係	近所の住民 イ		自宅電話 011-●●●-●●●●
住所 〒 067-0000 江別市●●町●番地の●			メールアドレス ●●●●@●●.●●
支援内容 ウ ☒ 声掛け・連絡 ☐ 移動時の支援		防災情報提供サービス登録 エ ☒	車所有 オ ☐
特記事項 平日の日中は、市外で仕事をしている。 カ			
避難支援等実施者② ☒ 避難支援等関係者に情報提供することに同意します。			
氏名 (団体可)	●●自治会	連絡先	携帯電話
本人との関係	本人が加入している自治会		自宅電話
住所 〒			メールアドレス
支援内容 ☐ 声掛け・連絡 ☒ 移動時の支援		防災情報提供サービス登録 ☒	車所有 ☒
特記事項 自治会内で年に1回支援担当者を確認する。			
避難支援等実施者③ ☐ 避難支援等関係者に情報提供することに同意します。			
氏名 (団体可)		連絡先	携帯電話
本人との関係			自宅電話
住所 〒			メールアドレス
支援内容 ☐ 声掛け・連絡 ☐ 移動時の支援		防災情報提供サービス登録 ☐	車所有 ☐
特記事項			

ア	避難支援等実施者の情報が関係者に提供されることに関して同意し、 □に✓を記入します。	⇒  ポイント2へ
イ	避難支援等実施者の氏名、本人との関係、住所及び連絡先を記入します。	
ウ	該当する支援内容の□に✓を記入します。	⇒  ポイント3へ
エ	避難情報等の入手手段として、「防災情報提供サービス」へ登録し、 □に✓を記入します。	⇒  ポイント4へ
オ	避難支援等実施者が避難支援に活用可能な車を所有している場合は、 □に✓を記入します。	
カ	そのほか、支援するにあたりメモしておくことがあれば、この欄に記入 します。	

ポイント1 『避難支援等実施者の選び方』

- ・まずは、身体状況などをよく理解している同居者や家族・親族からの支援が可能か確認しましょう。また、普段から付き合いのある友人・知人がいる場合、支援が可能か相談してみましょう。
- ・そのほか、地域の民生委員・児童委員や自治会なども選択肢の一つとなります。
- ・団体名で記入することも可能です。その場合、連絡先欄には代表者等の情報を記入してください。

優先順位	避難支援等実施者の例
1	同居者、家族・親族（別居含む）、友人・知人
2	民生委員・児童委員、自治会、近隣住民、愛のふれあい活動などの支援者
3	ケアマネジャー、相談支援専門員

ポイント2 『避難支援等実施者の情報が関係者に提供されることに関する同意』

- ・完成した「個別避難計画」は、地域の民生委員・児童委員や協力自治会、社会福祉協議会などと共有することで、支援の実効性が高くなります。
- ・要支援者本人のほか、記載された避難支援等関係者の情報も共有することになるため、避難支援等実施者を選ぶときには、情報提供の同意を得てください（口頭可）。

※市では、避難支援等実施者用のリーフレットを用意しています※

ポイント3 『支援内容』

- ・支援する内容については、過度な負担とならないよう可能な範囲で担うことができます。

移動の 困難度合	支援内容の例	
 軽い 重い	声掛け・連絡	
	連絡があれば、徒歩やタクシー等で自力避難できる場合	安否や居場所の確認を行う 「高齢者等避難」などの避難情報や避難所の開設情報を連絡する
	移動時の支援	
	自力歩行可能な場合	避難所まで同行する（自家用車やタクシーに乗せて同行するなど）
	自力歩行不可能な場合	施設の送迎者や介護タクシーを手配し、乗車・移動を支援する

※「避難支援等実施者」は、災害時には自身や家族などの安全確保を最優先とし、避難行動要支援者の避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。

ポイント4 『防災情報提供サービスへの登録』

- ・要支援者への確に避難情報や避難所の開設情報を連絡したり、避難支援等実施者も自身や家族などの安全を確保したりするためには、正確な防災情報の入手手段を用意する必要があります。
- ・「江別市防災情報提供サービス」では、あらかじめ登録したEメール、電話またはFAXに気象情報や避難情報など緊急の防災情報をお知らせしますので、必ず登録してください。

※停電に備え、Eメールでの登録を推奨しています。
登録はコチラのQRから⇒



※電話やFAXでの登録を希望する場合は、電話 011-381-1407（総務部危機対策・防災担当）へご連絡ください。

裏面下部の記入要領

※「どこに」「どのように」避難させるかに関する部分です。

◆『避難先』の欄

水害時と地震時では、避難先が異なる場合があります。

要支援者本人が住んでいる場所のハザード状況を「防災あんしんマップ」で確認し、災害リスクに合わせた避難先をあらかじめ決めておきましょう。※ハザード状況は、表面に記載してあります。

【避難行動】

○水害時：避難のタイミングは、市から高齢者等避難（警戒レベル3）が発令された時です。

洪水が発生する前に必ず避難しなければなりません。

○地震時：避難の判断は、住家被害が大きいまたは長期間ライフラインが使用不可の場合です。

家に倒壊のおそれがなく自宅で安全に生活できる場合は、避難する必要はありません。

水 害 時	水害時の避難先	※避難のタイミングは、市から高齢者等避難（警戒レベル3）が発令された時です。 ⇒洪水が発生する前に、必ず避難しなければなりません。		
		●●体育館	ア	住 所 江別市●●町●番地の●
	移動手段	長女の車	イ	移動時間 20分
	留意事項	ウ ・車いすの乗り入れが可能な長女の車で避難する。乗車には5分程度必要。 ・●●通りを国道●号線方向へ向かい、●●道路経由で避難先へ。		
地 震 時	地震時の避難先	※避難の判断は、住家被害が大きい、または、長期間ライフラインが使用不可の場合です。 ⇒家に倒壊のおそれがなく自宅で安全に生活できる場合は、避難する必要はありません。		
		●●公民館		住 所 江別市●●町●番地の●
	移動手段	車いす		移動時間 30分
	留意事項	・道路等の被害状況を確認し、避難する。 ・移動には車いすが必要だが、自力で立ち上がって車等へ移ることはできる。		

ア	避難先とその住所を記入します。	水害時 ⇒  ポイント1へ 地震時 ⇒  ポイント2へ
イ	避難先までの移動手段と移動時間を記入します。	徒歩、タクシー、バス、自家用車など
ウ	避難行動で留意が必要なことや避難経路、その他メモしておくことがあれば、この欄に記入します。	地図が必要な場合は別途作成し、個別避難計画と一緒に保管

※防災あんしんマップで、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に該当しない場合は、「水害時」の欄を記入する必要はありません。



ポイント1 『水害時（洪水・土砂災害）の避難先の選び方』

- ・市の指定避難所は、多種多様な避難者が集団で避難生活をする事になり、暑さや寒さ、騒音、プライバシー問題などが想定されるため、親族や友人・知人の家への避難を推奨しています。
- ・生活に介護・介助が必要な場合、専門的な設備が整った場所への避難が必要です。普段から通所している社会福祉施設がある場合は、当該施設へ相談しましょう。
- ・人工呼吸器などの医療機器を使用している場合は、かかりつけの医療機関へ相談しましょう。

優先順	避難先の例				
1	安全な場所にある親族や友人・知人の家				
2	安全な場所にあり普段から通所している社会福祉施設や医療機関または福祉避難所				
3	市の指定避難所（以下の①または②から選択） <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>市民会館（高砂町 6）、野幌公民館（野幌町 13-6）、東野幌体育館（東野幌町 28-23）、大麻体育館（大麻中町 26-17）</td></tr> <tr> <td>②</td><td>防災あんしんマップの「避難所等について知ろう」のページ 「洪水時の避難所（地域別目安）」お住まいの町名の「優先して開設する施設」</td></tr> </table> ※土砂災害の場合は、市民会館と大麻体育館を開設します。	①	市民会館（高砂町 6）、野幌公民館（野幌町 13-6）、東野幌体育館（東野幌町 28-23）、大麻体育館（大麻中町 26-17）	②	防災あんしんマップの「避難所等について知ろう」のページ 「洪水時の避難所（地域別目安）」お住まいの町名の「優先して開設する施設」
①	市民会館（高砂町 6）、野幌公民館（野幌町 13-6）、東野幌体育館（東野幌町 28-23）、大麻体育館（大麻中町 26-17）				
②	防災あんしんマップの「避難所等について知ろう」のページ 「洪水時の避難所（地域別目安）」お住まいの町名の「優先して開設する施設」				

- ・ここでいう「安全な場所」とは、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に該当しない場所のことです。防災あんしんマップを確認し、色がついていない場所から避難先を選びましょう。



ポイント2 『地震時の避難先の選び方』

優先順位	避難先の例														
1	親族や友人・知人の家														
2	普段から通所している社会福祉施設や医療機関または福祉避難所														
3	市の指定避難所（地震時の避難所 第1順位の6施設から選択） 【参考】防災あんしんマップの「避難所等について知ろう」のページ <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>住所</th></tr> <tr> <td>市民会館</td><td>高砂町 6</td></tr> <tr> <td>中央公民館</td><td>3条5丁目 11-1</td></tr> <tr> <td>野幌公民館</td><td>野幌町 13-6</td></tr> <tr> <td>青年センター</td><td>緑町西2丁目 11</td></tr> <tr> <td>東野幌体育館</td><td>東野幌町 28-23</td></tr> <tr> <td>大麻体育館</td><td>大麻中町 26-17</td></tr> </table>	施設名	住所	市民会館	高砂町 6	中央公民館	3条5丁目 11-1	野幌公民館	野幌町 13-6	青年センター	緑町西2丁目 11	東野幌体育館	東野幌町 28-23	大麻体育館	大麻中町 26-17
施設名	住所														
市民会館	高砂町 6														
中央公民館	3条5丁目 11-1														
野幌公民館	野幌町 13-6														
青年センター	緑町西2丁目 11														
東野幌体育館	東野幌町 28-23														
大麻体育館	大麻中町 26-17														



補足 『福祉避難所とは』

- ・一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所
- ・江別市との協定に基づく福祉避難所は、災害時に必要に応じて市が受け入れを要請する「二次的避難所」であり、原則、市民が直接避難することはできません。
- ・福祉避難所への直接避難を希望する場合は、あらかじめ市にご相談ください。

個別避難計画作成の手引

令和5（2023）年6月発行

【問い合わせ先】

江別市役所 総務部 危機対策・防災担当

〒067-8674 江別市高砂町6番地

TEL：011-381-1407 FAX：011-381-1070

E-mail：kikitaisaku@city.ebetsu.lg.jp

江別市社会福祉協議会

〒069-0811 江別市錦町14番地の87

TEL（代表）：011-385-1234 FAX：011-385-1236